

入院時の食事等の負担額について

令和7年4月1日より健康保険法等の規定に基づき、入院時の1日あたりの自己負担額は以下のとおりです。

負担区分		90日未満 一般病床 (包括ケア病床)	90日超	
			医療区分 Ⅰ	医療区分 Ⅱ・Ⅲ
65歳未満	一般の方	510 円/食	510 円/食	510 円/食
	低所得 市県民税非課税者	240 円/食	240 円/食	240 円/食
65歳以上	一般の方	510 円/食	510 円/食	510 円/食
	低所得Ⅱ 市県民税非課税者	240 円/食	240 円/食	190 円/食
	低所得Ⅰ 市県民税非課税者でかつ 一定所得以下の70歳以上	110 円/食	140 円/食	110 円/食
	指定難病の方 老齢福祉年金受給者	110 円/食	110 円/食	110 円/食

低所得に該当する方は、加入している医療保険の保険者が発行する「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」を被保険者証等に添え、当院総合受付に提出することで自己負担額が減額されます。



令和7年4月 下関市立豊田中央病院